

令和4年第8回霧島市農業委員会定例総会

日 時	令和4年8月31日(水) 13時35分		
出席委員 (19名)	1番	二月田 努	
	2番	中 園 真 一	
	3番	相 良 悟	
	4番	鎌 田 陽 一	
	5番	中 村 優 志	
	6番	田 代 一 友	
	7番	松 下 さえ子 (会長職務代理者)	
	8番	有 村 啓 太	
	9番	東 鶴 昭 雄	
	10番	上 原 雄 二	
	11番	清 水 和 子	
	12番	岡 村 勝 敏	
	13番	山之内 悟	
	14番	笹 峯 久 雄	
	15番	大 山 茂 美	
	16番	長 崎 恵里子	
	17番	今 村 浩 一	
	18番	常 盤 信 一	
	19番	槐 島 睦 夫 (会 長)	
欠席委員 (名)			
事 務 局 振興農地グル ープ	事務局長	堀ノ内 敬久	主幹兼グループ長 下久保 弘
	主 査	藤原 卓也	主 査 剥岩 泰三
	主任主事	水迫 時巳	主 事 鵜瀬 祐樹
議事日程	<p>「諸般の報告」「事務局報告」</p> <p>1「農用地利用集積計画(利用権設定・所有権移転・農地中間管理権の設定)の意見決定」について</p> <p>2「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」について</p> <p>3「農業振興地域整備計画の一部変更(用途区分変更・除外・編入)申出の意見決定」について</p> <p>4「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について</p> <p>5「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について</p> <p>6「農地法第5条事業計画変更承認申請の処分決定」について</p>		

開 会 13時35分

事務局長	姿勢を正してください。一同、礼。
議長(会長)	<p>それでは令和4年第8回霧島市農業委員会定例総会を開催いたします。</p> <p>本日の総会につきましても、マスクの着用や換気など、感染防止対策を講じて進めてまいりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。</p> <p>本日の出席農業委員ですが19名となります。よって本会は、農業委員会会議規則第6条の規定により、出席委員は過半数に達しているため会議は成立いたしております。本日の議事日程につきましては、配布いたしました議案書のとおりとなっております。議事に入る前に議案の</p>

	修正等ありましたら報告をお願いします。事務局。
事務局	[事務局より議案の修正等を報告]
議長（会長）	次に、本日の議事録署名委員の指名を行います。 議事録署名委員を議長から指名させていただくことをご異議ございませんか。
	[「なし」と呼ぶ者あり]
議長（会長）	ご異議なしとのことですので、本日の議事録署名委員は 13 番委員と 16 番委員の両名を指名いたします。よろしくをお願いします。次に事務局報告です。事務局。
事務局長	[会長等が出席した会議等について報告]
議長（会長）	それではさっそく議事に入ります。

△ 議案第 1 号 「農用地利用集積計画（利用権設定・所有権移転・農地中間管理権設定）の意見決定」について

議長（会長）	議案第 1 号「農用地利用集積計画の意見決定」についてを議題といたします。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、農用地利用集積計画案を決定するため審議を求めます。今月は利用権設定 59 件、中間管理権の設定 1 件の合計 60 件について、市長より意見を求められております。また、農地法第 18 条第 6 項の解約通知が 8 件提出されております。これらにつきましては、農地利用最適化推進会において審議されておりますので、一括して事務局よりその報告を求めます。事務局。
事務局	議案第 1 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項農用地利用集積計画の意見決定」につきまして報告いたします。各地区の農地利用最適化推進会におきまして、基盤強化法の利用権設定 59 件、筆数 94 筆、面積 191,149 ㎡、中間管理権設定 1 件、筆数 2 筆、面積 2,959 ㎡、このことにつきまして現地調査及び協議された結果、全件、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしているため、妥当と判断されましたので報告いたします。以上です。
議長（会長）	事務局の報告が終わりました。只今の報告につきまして、ご質疑等はありませんか。
	[「なし」と呼ぶ者あり]
議長（会長）	ご質疑等ないようですので、質疑を終了いたします。只今の報告では、全件、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしているとのことですので。お諮りいたします。議案第 1 号「農用地利用集積計画の意見決定」につきましては、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
	[全員挙手]
議長（会長）	はい。全員賛成です。よって本案件は承認することに決定し、その旨を市長に答申いたします。

△ 議案第 2 号 「農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定」についてを議題といたします。当委員会に対し、農地法第 3 条の規定による許可申請が 11 件提出されておりますので、この処分について審議を求めます。それでは調査委員の報告を求めます。 まず、国分 1 を 4 番委員。
4 番委員	2 号 1 番を報告いたします。申請地は国分西小学校の北東に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 1 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用し耕作を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は 3,818 ㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上で報告を終わります。

議長（会長）	同じく国分 2 を 13 番委員。
13 番委員	2 号 2 番について報告いたします。申請地は上野原縄文の森の南東に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 1 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用し耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は 3,986 m ² で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上で報告を終わります。
議長（会長）	同じく国分 3 を 18 番委員。
18 番委員	2 号 3 番を報告します。申請地は牧内公民館の南に位置し、現況は不耕作であります。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されておりません。受人の※※さんは 4 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用し耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は 4,051 m ² で下限面積要件を満たしております。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われます。以上です。
議長（会長）	次に、横川 4 を 9 番委員
9 番委員	2 号 4 番。申請地は柿木集落センターの東に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 1 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用し耕作を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は 9,758 m ² で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に、牧園 5 を 11 番委員。
11 番委員	2 号 5 番を報告します。 申請地は大茶樹公園の北西に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 1 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用し耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は 33,261 m ² で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上報告いたします。
議長（会長）	次に、霧島 6、7 を 6 番委員。
6 番委員	2 号 6 番を報告いたします。申請地は霧島市消防局の西に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 5 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用し耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は 105,105 m ² で下限面積要件を満たしている。譲受人は農地所有適格法人である。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。現地調査は 4 番委員にも見ていただいております。 続きまして第 2 号 7 番を報告いたします。申請地は入水自治公民館の北西に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 2 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用し耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は 16,813 m ² で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上報告します。

議長（会長）	次に、隼人 8、9 を 5 番委員
5 番委員	<p>第 2 号 8 番を報告します。申請地は県営隼人団地の北に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 1 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用し耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は 2,967 m²で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>続きまして第 2 号 9 番を報告します。申請地は市営新川団地の南に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 1 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用し耕作を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は 10,074 m²で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上報告します。</p>
議長（会長）	同じく隼人 10、11 を 10 番委員
10 番委員	<p>2 号 10 番と、2 号 11 番を報告いたします。</p> <p>2 号 10 番です。申請地は市営内山田団地の南に位置し、現況は不耕作である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 2 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用し耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は 10,121 m²で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>続きまして第 2 号 11 番です。申請地は朝日公民館の西に位置し、現況は畑である。申請地には※※さんが令和 12 年 9 月までの使用収益権を設定している。なお、今回の申請にあたって解約通知が提出されております。受人の※※さんは 1 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用し耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は 3,350 m²で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われます。以上です。</p>
議長（会長）	調査員からの報告が終わりました。只今の報告につきまして、ご質疑、ご意見等はございませんか。
	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	それではご質疑等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定」については、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	全員賛成です。よって、本案件は許可することに決定をいたしました。

△ 議案第 3 号 「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定」について

議長（会長）	<p>続いて、議案第 3 号「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定」についてを議題といたします。農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の農用地除外 1 件、用途区分変更 1 件、計 2 件について、市長より意見を求められておりますので、当委員会での審議を求めます。それでは調査員の報告を求めます。</p> <p>まず、溝辺 1 を 14 番委員。</p>
--------	--

14 番委員	3 号 1 番について報告いたします。申出地は水尻横頭自治公民館の東に位置し、現況は一部耕作である。除外目的は駐車場にするものである。また、除外されたと仮定した場合、申出地は第 1 種農地の集落接続施設に該当すると思われる、転用可能な見込みのある土地であると思われる。当申出は、除外に係る 5 つの要件を満たしているため、除外はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に、国分 2 を 18 番委員
18 番委員	3 号 2 番を報告します。申出地は春山公民館の西に位置しており、現況は畑であります。用途区分変更目的は、農業用倉庫兼作業室を建設するものであります。周囲の農地の用水路及び排水路は確保されております。申出地は、用途区分変更することで、周囲の農地に及ぼす影響は軽微であると思われる、用途区分変更はやむを得ないものと思われます。以上です。
議長（会長）	調査員から報告が終わりました。只今の報告について何かご質疑等ございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご質疑等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第 3 号「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定」についての農用地除外 1 件、用途区分変更 1 件、計 2 件につきましては、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	全員賛成です。よって、本案件は承認することに決定し、その旨を市長に答申いたします。

△ 議案第 4 号 「農地法第 4 条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第 4 号「農地法第 4 条の規定による許可申請の処分決定」についてを議題といたします。当委員会に対し、農地法第 4 条の規定による許可申請が 5 件提出されておりますので、この処分について審議を求めます。それでは、調査委員の報告を求めます。 まず、国分 1、2 を 18 番委員。
18 番委員	4 号 1 番を報告いたします。申請地は牧内公民館の南東に位置し、現況は畑であります。なお、昭和 60 年 4 月頃鶏舎、倉庫等を建築してしまったという始末書が添付されております。農地区分は第 2 種農地のその他の農地に該当するものと思われます。転用目的は鶏舎、倉庫等を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われます。また、隣接地宅地の 531 m ² を一体利用するもので、全体計画面積は 10,179 m ² であります。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われます。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われます。 続きまして 4 号 2 番を報告いたします。申請地は新町公民館の北西に位置し、現況は田である。農地区分は第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われます。転用目的は駐車場にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われます。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われます。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われます。以上です。
議長（会長）	次に、横川 3 を 9 番委員。
9 番委員	4 号 3 番。申請地は柿木集落センターの東に位置し、現況は農家住宅である。なお、平成 3 年頃農家住宅、農業用倉庫 3 棟、風呂場にしてしまったという始末書が添付されています。農地区分は第 2 種農地のその他の農地に該当するものと思われます。転用目的は農家住宅、農業用倉庫 3 棟、風呂場を建設するものであり、既に実行済であります。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われます。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われます。以上です。
議長（会長）	同じく横川 4 を 12 番委員。

12 番委員	4 号 4 番を報告します。申請地は二牟礼集落センターの北西に位置し、現況は山林である。なお、令和 4 年 3 月頃植林してしまったという始末書が添付されている。農地区分は第 2 種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は山林にするものであり、既に実行済である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に、隼人 5 を 5 番委員。
5 番委員	4 号 5 番を報告します。申請地は人権啓発センターの北西に位置し、現況は宅地である。なお、昭和 52 年から 54 年頃建築済との経緯書が添付されている。農地区分は第 2 種農地の市街地近接農地に該当するものと思われる。転用目的は一般住宅 3 棟、倉庫 1 棟を建築するものであり、既に実行済である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上で報告を終わります。
議長（会長）	調査員の報告が終わりました。只今の報告につきましてご質疑等はありませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	それではご質疑等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第 4 号「農地法第 4 条の規定による許可申請の処分決定」については、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	はい、全員賛成であります。よって、本案件は許可することに決定をいたしました。つきましては、9 月 5 日開催の鹿児島県農業会議常設審議委員会に、法律により定められた案件及び県農業会議の決議に該当する案件について、意見聴取をいたします。

△ 議案第 5 号 「農地法第 5 条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第 5 号「農地法第 5 条の規定による許可申請の処分決定」についてを議題といたします。当委員会に対し、農地法第 5 条の規定による許可申請が 19 件提出されておりますので、この処分について審議を求めます。それでは、調査委員の報告を求めます。 まず、溝辺 1 を 14 番委員。
14 番委員	第 5 号 1 番について報告いたします。申請地は石峯自治公民館の北東に位置し、現況は不耕作である。農地区分は第 1 種農地の一時転用に該当するものと思われる。転用目的は現場事務所 3 棟、倉庫 2 棟、仮設トイレ 2 基、駐車場、資材置場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。一時転用の期間は令和 4 年 9 月 15 日から令和 7 年 8 月 30 日までで、一時転用終了後、農地へ復元する計画のため妥当であると思われる。以上です。
議長（会長）	次に、隼人 2 と 3 を 15 番委員。
15 番委員	5 号 2 番と 3 番を続けて報告します。 5 号 2 番。申請地は沢馬場公民館の南東に位置し、現況は不耕作である。農地区分は第 1 種農地の集落接続施設に該当するものと思われる。転用目的は事務所、整備倉庫、駐車場、バイク置場、通路、トイレを建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。 5 号 3 番を報告します。申請地は小田東公民館の東に位置し、現況は不耕作である。農地区分

	<p>は第 1 種農地の集落接続施設に該当するものと思われる。転用目的は駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に、国分 4 と 5 を 4 番委員。
4 番委員	<p>5 号 4 番と 5 番を続けて報告いたします。</p> <p>まず 5 号 4 番。申請地は国分西小学校の南西に位置し、現況は畑と一部許可地である。農地区分は第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は一般住宅 1 棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。</p> <p>続きまして 5 号 5 番を報告いたします。申請地は国分児童体育館の南西に位置し、現況は不耕作である。農地区分は第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は車両置場として利用するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。以上で報告を終わります。</p>
議長（会長）	同じく国分 6、7 を 13 番委員。
13 番委員	<p>5 号 6 番と 7 番を続けて報告いたします。</p> <p>まず 5 号 6 番です。申請地は上井多目的集会施設の北東に位置し、現況は造成地である。なお、年月日不詳であります。造成してしまっただという始末書が添付されています。農地区分は第 2 種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は一般住宅を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。</p> <p>続きまして 5 号 7 番について報告いたします。申請地は上井多目的集会施設の北西に位置し、現況は田である。農地区分は第 2 種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は一般住宅を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。以上で報告を終わります。</p>
議長（会長）	同じく国分 8、9 を 17 番委員。
17 番委員	<p>まず 5 号 8 番。申請地は上小川小学校の北東に位置し、現況は畑である。農地区分は第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は宅地分譲 5 区画と通路を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また、隣接地宅地の 613.38 m²を一体利用するもので、全体計画面積は 1,405.38 m²である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。</p> <p>続きまして 5 号 9 番。申請地は霧島市役所の北東に位置し、現況は畑である。農地区分は第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は通路を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また、隣接地宅地の 950.07 m²を一体利用するもので、全体計画面積は 1,043.07 m²である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満た</p>

	していることから、転用はやむをえないと思われる。以上報告します。
議長（会長）	同じく国分 10 から 13 までを 18 番委員。
18 番委員	<p>5 号 10 番から 13 番まで続けて報告します。</p> <p>5 号 10 番。申請地は新重久団地の南東に位置し、現況は不耕作であります。農地区分は第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われます。転用目的は貸店舗用地、駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われます。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われます。</p> <p>次に 11 番。申請地は剣之字都公民館の南東に位置し、現況は不耕作であります。農地区分は第 2 種農地のその他の農地に該当するものと思われます。転用目的は一般住宅を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われます。また、隣接地宅地の 321.73 m²を一体利用するもので、全体計画面積は 430.73 m²である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われます。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われます。</p> <p>12 番。申請地は国分北小学校の南に位置し、現況は不耕作であります。なお、昭和 57 年 5 月頃 5 条許可で山林にしたが、周囲の住宅化で伐採したという経緯書が添付されています。農地区分は第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われます。転用目的は宅地分譲 1 区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われます。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われます。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われます。</p> <p>次に 13 番。申請地は国分北小学校の南東に位置し、現況は田である。農地区分は第 2 種農地のその他の農地に該当するものと思われます。転用目的は建売住宅 13 棟及び通路を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われます。また、隣接地の 2,825 m²を一体利用するもので、全体計画面積は 2,835 m²であります。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われます。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われます。以上です。</p>
議長（会長）	次に、牧園 14 を 16 番委員。
16 番委員	<p>5 号 14 番について報告いたします。申請地は鶴公民館の北西に位置し、現況は畑である。農地区分は第 2 種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は資材置場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。以上報告いたします。</p>
議長（会長）	次に、隼人 15 を 5 番委員。
5 番委員	<p>5 号 15 番を報告します。申請地は小田東公民館の北東に位置し、現況は駐車場である。なお、昭和 62 年頃造成してしまったという始末書が添付されています。農地区分は第 2 種農地の市街地近接農地に該当するものと思われる。転用目的は貸駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また、隣接地原野の 402 m²を一体利用するもので、全体計画面積は 523 m²である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。以上報告します。</p>
議長（会長）	同じく隼人 16 を 7 番委員。
7 番委員	<p>5 号 16 番について報告をいたします。申請地は堂地西公民館の南に位置し、現況は不耕作である。なお、許可日から令和 4 年 12 月 31 日までの一時転用期間となっています。農地区分は</p>

	<p>第 2 種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は事務所 1 棟、倉庫 1 棟、仮設トイレ 1 基、資材置場、駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。以上で報告を終わります。</p>
議長（会長）	<p>同じく隼人 17、18 を 10 番委員</p>
10 番委員	<p>5 号 17 番と 18 番を続けて報告いたします。</p> <p>まず 5 号 17 番。申請地は木ノ房公民館の西に位置し、現況は不耕作である。農地区分は第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。</p> <p>続きまして 5 号 18 番。申請地は宮内小学校の北東に位置し、現況は不耕作である。農地区分は第 2 種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は建売住宅 2 棟を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。以上報告を終わります。</p>
議長（会長）	<p>次に、福山 19 を 19 番に代わり 7 委員。</p>
7 番委員	<p>5 号 19 番について代理報告をいたします。申請地は下牧之原地区公民館の南東に位置し、現況は不耕作である。農地区分は第 2 種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。以上で報告を終わります。</p>
議長（会長）	<p>はい、調査委員からの報告が終わりました。只今の報告につきましてご質疑等はありませんか。</p> <p>17 ページの 1 番ですが、少し説明をいたします。地図上に建物がありますが、事務局。</p>
事務局	<p>はい。一時転用の場所になります。航空写真では造成をした感じになっていますが、この写真は、前の道路工事の時の一時転用で、前の業者が事務所等を設置していた時のもので、その一時転用が終わった後にトラクターできれいに耕耘し農地に復旧されております。現場も確認しております。この航空写真が 3 年位前のものでこのような写真になっております。以上です。</p>
議長（会長）	<p>はい分かりました。現状は畑ということですね。他に何かありませんか。</p>
	<p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議長（会長）	<p>それでは、ご質疑等ないので質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第 5 号「農地法第 5 条の規定による許可申請の処分決定」については、許可することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	<p>〔全員挙手〕</p>
議長（会長）	<p>全員賛成です。よって、本案件は許可することに決定いたしました。つきましては、9 月 5 日開催の鹿児島県農業会議常設審議委員会に、法律により定められた案件及び県農業会議の決議に該当する案件について意見聴取いたします。</p>

△ 議案第 6 号 「農地法第 5 条事業計画変更承認申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第 6 号「農地法第 5 条事業計画変更承認申請の処分決定」についてを議題といたします。当委員会に対し、農地転用許可後の転用事業の促進等に関する事務処理に基づく、農地転用事業計画変更承認申請が 2 件提出されておりますので審議を求めます。それでは、調査委員の報告を求めます。 まず、国分 1 を 17 番委員。
17 番委員	6 号 1 番。申請地は霧島市役所の北東に位置し、現況は宅地であります。転用目的は一般住宅 1 棟、資材置場、駐車場、通路を建設するものである。農地区分は 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。用排水関係といたしまして、家庭用排水は浄化槽を通じて下水道に流す計画のため問題ないものと思われる。周囲の農地に与える影響は変更前と比較して同程度であり、また、その必要性・確実性もあると思われるため、事業計画変更についてはやむを得ないものと思われる。以上です。
議長（会長）	同じく国分 2 を 18 番委員。
18 番委員	6 号 2 番を報告いたします。申請地は国分北小学校の南東に位置し、現況は田であります。転用目的は建売住宅 13 棟、通路を建設するものである。農地区分は 2 種農地のその他の農地に該当するものと思われま。用排水関係は周囲の農地の用水路及び排水路は確保されている。家庭用排水は浄化槽を通じて北側水路に流す計画のため問題ないものと思われる。周囲の農地に与える影響は変更前と比較して同程度であり、また、その必要性・確実性もあると思われるため、事業計画変更についてはやむを得ないものと思われる。以上です。
議長（会長）	調査委員からの報告が終わりました。只今の報告についてご質疑等はありませんか。
	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	ご質疑等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第 6 号「農地法第 5 条事業計画変更承認申請の処分決定」につきましては、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	はい全員賛成であります。よって、本案件は、承認することに決定をいたしました。以上で、令和 4 年第 8 回定例総会に付議されました議案の審議は、全て終了いたしました。次に、皆様方から何か「その他」はございませんか。
4 番委員	はい。
議長（会長）	はい。4 番委員どうぞ。
4 番委員	利用状況調査の件ですが、いま 6 月から 8 月で廻っているんですが、遊休農地なのか保全管理なのか難しくて、8 月の頃に草丈が高くて遊休農地にしていたんですが、その 2 日後くらいに草を払ってなくなっていた。聞いてみるとまだ暑いから涼しくなってから切ると、1 年に 1 回切るので、自分たちが見る 7 月、8 月頃は一番草が繁茂している状況なので、調査はこの時期でないといけないのかなと思うんですが。
議長（会長）	はい。利用状況調査の事務局担当お願いします。
事務局	利用状況調査の期間につきましては、今 6 月末から 8 月末という形になっているところですが、これを後ろ倒しにはできない。というのは利用状況調査を行った後に利用意向調査、所有者の方に対してこの荒れた農地をどうしますかという調査をかけないといけない。それを 9 月末に発送して 1 か月後に利用意向調査の結果を出さなければいけないということで国の方で示されていますので、後の方に伸ばすことはできないです。逆に 4 月とかから始めても良いのかもしれませんが、それだと農作業の時期から外れてしまうのかなと思いますので、少なくとも来年度も今と同じような形の期間でしないといけないのかなというところ。以上です。
4 番委員	はい。

議長（会長）	はい。どうぞ。
4 番委員	自分たちが草丈が高かったから遊休農地にして文書を出して、いや作るつもりでしたよとそれで済んだら別にそれで構わないですが、現状、草丈が高いからそう判断せざるを得ないというところもあります。去年と今年で、去年は払ってたのに今年は払ってない、また逆のケースもあって、聞いてみれば暑かったから後から払ったというのがあったりして、丁度その時期なのかな、草丈が高くなっているところが怪しいのかなと思うところでした。
議長（会長）	はい。確かに遊休農地については判断がなかなか難しいところもあるかもしれません。農業委員会はあくまでも現況主義ということで申し上げておりますので、当日見た現況をそのまま報告していただくのが一番良いのかなと思うところです。実は 4 月頃から利用状況調査をしているところもあります。しかし、4 月、5 月、6 月は農家さんにとっては一番繁忙期になるのかなということで今の時期を設定しているところでもあります。鹿児島は非常に夏場は暑いので冬場にしたらどうかという意見も実はありますが、冬は雪の関係がありまして、特に田については雪で見えなくなるところもあるということで、全国的にも今の時期に調査というふうに行っているところが多いようです。
事務局	はい。
議長（会長）	はいどうぞ。
事務局	冬作物もあって夏は全然やっていないという方もいらっしゃいますので、そこについては事務局で 9 月の精査の段階でどうかと思われる所は、事務局職員も現地の再調査等をしておりますので、先程あったように現況主義で判断していただければ良いかと思います。
議長（会長）	他にご意見等ありませんか。
11 番委員	すみません。
議長（会長）	はい。11 番委員どうぞ。
11 番委員	5 条の 19 番のところで、隣は太陽光でその横で木を植えますよということでしたが。
議長（会長）	19 番は私の担当でした。先月も今月も行きました。先月は 4 条で山林転用したいということで申請が上がってきておりましたので確認に行きました。太陽光とこの畑との段差が 1m 近くありまして、畑の方が下で太陽光が上になります。今回、娘さんに譲渡したいということで 4 条を取り下げて 5 条で娘さんに移譲するというので今回変更しております。
11 番委員	もし、隣の方から何かあったときのことは考えなくても良いのですか。木を植えますよという申請があったときにどうなのかなと思ったものですから質問してみました。
議長（会長）	事務局で説明をお願いします。
事務局	太陽光がそばにあるのに、木が伸びてきたら影響がないのかということでもよろしいですか。現地は太陽光より数 m 低くなっていて、太陽光側を数 m 離して植林をするということで、太陽光との境はしっかり開けるような計画で出されております。隣が太陽光であれ農地であれ、隣に影響がないような形で申請してくださいと事務局の方でもお伝えをしているところです。
1 番委員	はい。
議長（会長）	はい。どうぞ。
1 番委員	今の面積で木を植えたら、陰になるのは間違いないですよ。実際どれだけ開けるのか。今までも植林ということで許可してきたんですが、2~3m 開けただけでは伸びてくるわけですので、それで影響がないと言えるのか。そこがちょっと疑問なんですよ。
議長（会長）	何か規定を作るべきということですか。太陽光の場合は何 m 離すとか。
1 番委員	太陽光だけではなくて、影響がないといわれる根拠をどれくらいで見ておられるのか。
2 番委員	はい。
議長（会長）	はい。どうぞ。

2 番委員	ただ、農業委員会として農地に対しては影響があるということとなるんですが、太陽光とか施設に対してどれだけ開けないといけないとか、そういうことまで農業委員会としてタッチできるのかなと思います。
議長（会長）	すみません。以前のケースなんですが、畑のすぐ隣を山林にしたいということがあって、その時にはお願いをして、杉ではなくてクヌギを周囲に植えてもらってという相談をしました。真ん中に杉を植えるというそういうケースもありました。それは隣の畑の方は承諾してもらいましたが、牧草に杉の枝が落ちてくると困るよねということで、周囲はクヌギを植えてもらうということもしました。今回も隣には相談がしてあるということで聞いております。
1 番委員	はい。
議長（会長）	どうぞ。
1 番委員	いろんな問題で農地に与える影響はないという表現の仕方をするじゃないですか、その影響がないというところはどこらあたりをもって言っているのかというのを、もう少し明確にできないですかということです。
14 番委員	はい。
議長（会長）	はい。14 番委員どうぞ。
14 番委員	それに対しては、隣接地に対する被害防除計画が出ているわけですよ。それにうたってあるんじゃないですか。
事務局	はい。
議長（会長）	はい。どうぞ。
事務局	昔は農地法上で隣接地の同意書を求められたと思うんですが、ただそれはあまりにも求めすぎだということで、国の方で添付書類を削減するという話になり現在に至っています。先ほど14 番委員がおっしゃられたように、何か被害が起こった場合は被害防除計画書のとおり対応するという形になって今は来ているのかなと思われまます。
議長（会長）	この問題は以前にも協議をしたということもありましたので、資料を探しながらいずれどこかでやりたいと思いますが、そういう方向でよろしくお願ひしたいと思います。 それでは他にないようでしたら終わりますが、よろしいでしょうか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	最後になりますが、来週頭くらいに台風 11 号が近づきそうな気配をしているところであります。委員の皆様方、推進委員の皆様方には地域の農地の状況等も把握をしていただきながら、報告方をよろしくお願ひしたいと思います。 それでは、以上で令和 4 年第 8 回霧島市農業委員会定例総会を終了いたします。
事務局長	姿勢を正してください。一同、礼。お疲れさまでした。

閉会 14 時 45 分

13 番

16 番

19 番
